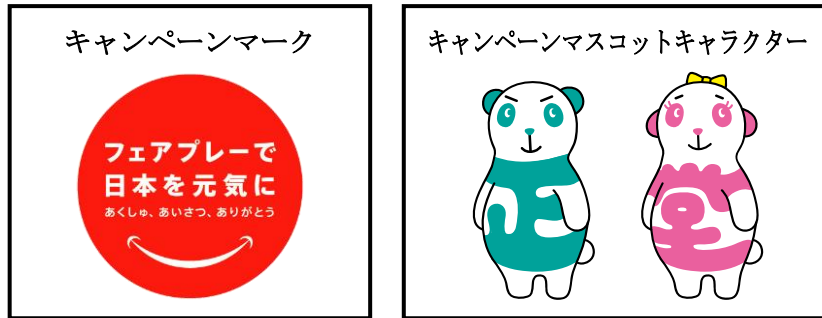


■まず最初にご覧ください

1. 「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーン関係標章とは、次のものを言います。



2. 原則として、使用する際には日本スポーツ協会（本会）への申請手続きが必要です。

※但し、下記に該当する場合は申請の必要はございません。

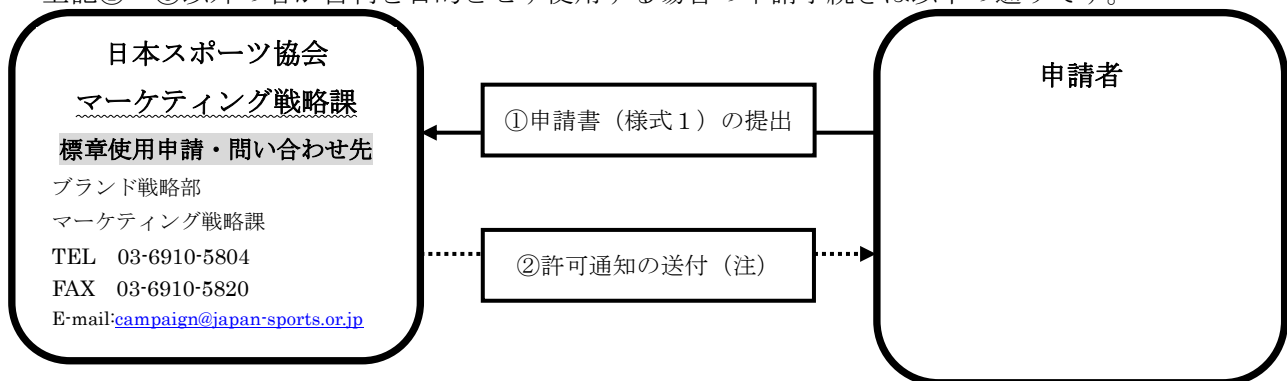
- ①報道機関が報道目的で使用する場合
- ②本会加盟団体、準加盟団体、協力団体（及び当該団体に加盟する団体を含む）が非営利目的で使用する場合
- ③本会公認スポーツ指導者が非営利目的で使用する場合
- ④日本スポーツ少年団に登録している単位スポーツ少年団、指導者、団員が非営利目的で使用する場合
- ⑤SC 全国ネットワーク加入クラブが非営利目的で使用する場合
- ⑥フェアプレー宣言者が本会の提供した情報等を用いて非営利目的で使用する場合

3. 具体的な申請方法は次の通りです。

使用可能対象者	使用目的	費用	申請方法
①～⑥以外	非営利	無償	【A】～（本ページ下段）
一般企業等	営利	有償	【B】～（次ページへ）

【A】非営利目的使用（無償）

上記①～⑥以外の者が営利を目的とせず使用する場合の申請手続きは以下の通りです。



（注） ※本会審査の結果、不許可やデザイン等の修正をお願いする場合がございます。

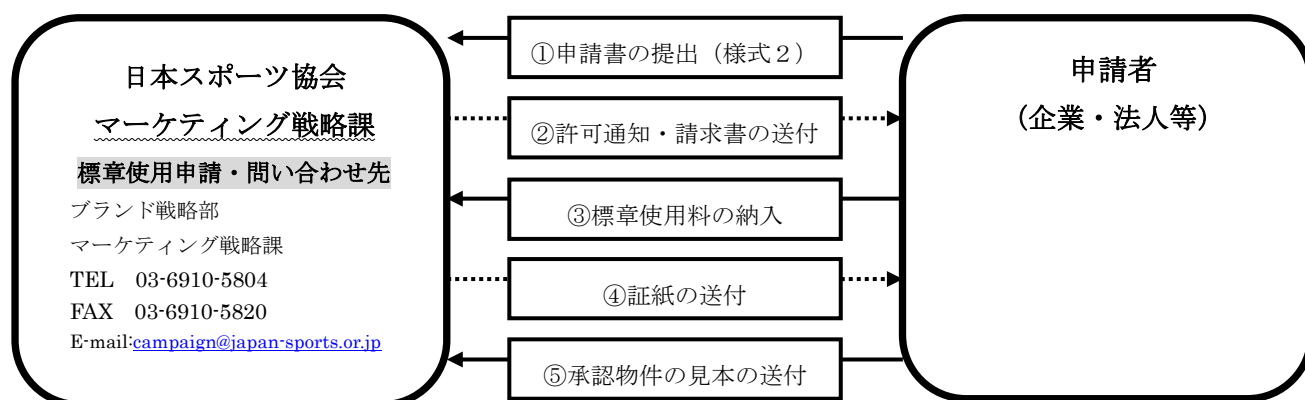
※許可通知には承認番号が記載されています。

【B】 営利目的使用（有償）

一般企業等が、標章を使用した商品・広告等を作成するなど、営利を目的として標章を使用する場合の申請手続きは以下の通りです。

※本会オフィシャルパートナーと競合する企業・商品等には使用いただくことができません。

競合業種	競合商品
スポーツ用品メーカー	Tシャツ等スポーツ用品全般
飲料メーカー	清涼飲料水（アルコール飲料を除く）
菓子メーカー	菓子類
損害保険会社	保険商品、保険に関する広告宣伝等
イベント設営会社	イベント設営業務
出版会社	出版
医療用テープメーカー	医療用テープ
旅行会社	旅行業
印刷会社	印刷業
小売業者	小売業（スポーツ用品並びにスポーツ用具）



① 申請書の提出

※本会へ初めて申請をされる場合は、会社概要など申請者の概要（会社名/所在地/代表者名/電話番号/FAX番号/業務内容/取引会社/資本金/従業員数/Eメールアドレス等）がわかるものを添付してください。

② 許可通知・請求書の送付

本会審査後に承認番号を記載した許可通知を送付いたします。

※審査の結果、デザイン等を修正していただく場合がございます。

※申請をいただいてから10日程要しますのでご注意ください。

※許可条件記載事項の通り使用してください。

③ 標章使用料の納入

上記②の通知と併せ標章使用料の請求書を同封いたしますので、指定の期日までに本会指定銀行口座へ納付してください。

④証紙（シール：横 1.3 cm、縦 2 cm）の送付

上記③の標章使用料納入確認後、承認した商品に貼付する証紙を承認数量分、申請者宛に送付いたします。承認番号の明示と併せ、商品の販売に際しては必ず証紙を貼付してください。また、広告宣伝物、サービス業務等の許可内容の場合は証紙を発行いたしませんので、必ず承認番号を明示してください。

※申請者には使用許可を受けた商品への承認番号の明示と証紙の貼付が義務付けられています。

※虚偽の申請が確認された場合にはそれ以後の申請を許可しないこともありますのでご注意ください。

⑤承認物品の見本の提出

申請内容承認後、実際に商品となった物品の写真（出力画像A4）を必ず見本として本会へご提出ください。物品の全体像、標章、承認番号、証紙の使用状況がわかるようにお願いします。

1. 標章使用上の留意事項

(1) 表現方法の禁止例

以下の文言は本会事業に対する協賛企業を想起させることになり、認めておりません。

【使用不可】

「△△（企業名）は「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。」

「△△（企業名）は「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンを支援しています。」

のような表現は使用できません。

※具体的には個別の対応となります。ご自身で判断が難しい場合はご相談ください。

下記のような表現であれば使用可能です。

「〇〇はフェアプレーで日本を元気にキャンペーンに賛同しています」

「〇〇はフェアプレー宣言しました」

◆本会協賛社以外の企業名・ロゴと一緒に表示することは、「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーンへの協賛を想起させることになり、認めておりません。

◆著作権の明記について⇒◎マークを記載してください！

キャンペーンマーク、キャンペーンマスコットキャラクター等の図形類を使用する際には、当該図形類の可能な限り近い個所に、次のいずれかの著作権明記を表示してください。

- ◎日本スポーツ協会
- ◎Japan Sport Association
- ◎JSP0

◆テーマ文字・ロゴマークの一部加工について⇒関係団体は一部加工が可能です！

次のいずれかにあてはまる団体は、本会が以下に認める範囲内で標章を加工することが可能です。

- ・本会加盟団体、準加盟団体、協力団体（及び当該団体に加盟する団体を含む）
- ・日本スポーツ少年団登録認定を受けた単位スポーツ少年団
- ・SC全国ネットワーク加入クラブ

・その他本会が認めた団体
 ※個人的な使用目的で加工することはできません。

<加工を認める範囲>

加工前		加工後
フェアプレーで日本を元気に (文字・ロゴマーク)	⇒	フェアプレーで () を元気に (文字・ロゴマーク)

↑カッコ内に地名等を任意で標記可能

(2) テーマ文字置き換えの場合の留意点

- ① 置き換え可能な言葉
地名、地域を表す言葉 (例：東京都、鹿児島県、東北、南アルプス市など)
- ② 置き換え可能な文字数
字数制限はありません。

(3) キャンペーンマークを加工する場合の留意点

- ① 置き換え可能な言葉
地名、地域を表す言葉 (例：北海道、鹿児島県、東北など)
- ② 置き換え可能な文字数
『〇〇』を元気に」が1行に収まる範囲の文字数
- ③ マーク内文字のフォントについて
 - ・原則として<AXIS Std H>を使用してください。
 - ・<AXIS Std H>がない場合は、<小塚ゴシック PRO H>を使用してください。
 - ・原則として、マークと文字の大きさの比率の変更はできません。
 - 例外として、2行目「〇〇を元気に」の文字数が多くなり、1行目と2行目のバランスが悪くなる場合のみ、フォントサイズの変更が可能です。
- ④ マークデザインについて
 - ・【フェアプレーキャンペーンマーク】デザインガイドラインに基づき、使用してください。



地名等に置き換えて
使用することが可能です。

「〇〇を元気に」は、
1行におさめること

(注) ※キャンペーンマークの文字を加工する場合、デザインについて使用前に本会へ確認をお願いします。

2. 標章使用料の算出基準

(平成24年度)

分類		標章使用料の額 (税別)
A	商品	希望小売価格×製造数量×3%
B	広告	使用する媒体の基準広告料×3% ※但し、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、申請内容を検討の上決定する。
C	景品 (ノベルティ)	景品配布者の購入価格×3%
	その他	申請内容を検討の上決定

※算出により 1,000 円未満となった場合は、原則として使用料を 1,000 円といたします。

(年間で分割して使用料を納付される場合は、合計金額での換算となります)

※申請の際、分類等不明の場合はお問い合わせください。

※たばこの申請は受け付けられません。また、その他本会が標章使用に適さないと判断した場合は、申請を受け付けられない事もございます。

3. その他

(1) 申請手続きの例外について

報道機関等、一部企業は例外的に申請手続きが不要となります。また、大会協賛企業等の申請手続きは本ガイドラインとは別に定めます。

※詳しくは「フェアプレーで日本を元気に」キャンペーン関係標章の使用に関する規程」をご覧ください。